

(株主総会参考書類別冊)

株式会社サークルKサンクスの  
最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式会社ファミリーマート

# 事業報告 (平成27年3月1日～平成28年2月29日)

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景に企業収益や雇用環境が改善傾向となり緩やかな回復基調となりましたが、中国経済の減速や原油価格の下落による影響の懸念もあり、先行きは不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当期においては、「欲しいモノ・コトがある身近なお店」の実現を目指し、店舗や商品に対する選択基準が厳しい40代の働く女性にも支持される商品開発や店作りを推進しました。

また、組織力の向上を目指して3つの改革委員会「業務改革委員会」、「売上向上委員会」、「SCM（サプライチェーンマネジメント）構造改革委員会」を起点に全員参画による「リバイバルプロジェクト」運動により、業務改革・構造改革・風土改革を推し進めました。

これらの結果、既存店売上高前年比は99.1%と前期を割り込みましたが、店舗数純増によりチェーン全店売上高は9,367億1千万円、前期比0.9%増となりました。

また、当期の営業総収入は、前期比2.4%増の1,443億4千5百万円、営業利益は前期比3.5%減の83億2千5百万円、経常利益は前期比9.7%減の71億6千1百万円となり、当期純損失は21億7千8百万円となりました。

店舗運営面では、「ロイヤルカスタマー獲得のための店舗改革」を目指し、「+K（プラスケイ）会員の獲得」、「ニーズに合った売場づくりの徹底」、「オペレーションの強化」に取り組みました。具体的には、+K会員向けの施策を活用したお声かけの徹底や+K会員情報をもとにした店舗指導による売場・オペレーション改革、また店舗イメージ面の強化により来店動機の創出を狙うとともに、週次マーチャンダイジング計画に基づく売場作りやデザート「シェリエドルチェ」、カウンターフーズといった当チェーンの看板カテゴリーの育成による購入動機の創出を狙いました。なお、+K会員数は2月末時点で388万人となりました。

店舗開発面では、「ドミナントエリアの設計図」の実現を目指し、開発担当者が優先順位の高い出店ターゲットゾーンへ経営資源を集中し、組織としてのドミナント作りによって地域シェアの強化を図りました。また、女性客獲得に向け、トイレ設備の見直しや店内の匂い対策などの改善にも取り組みました。

この結果、当期における出店数は312店舗、閉店数は311店舗となり、当期末店舗数は5,991店舗となりました。

商品開発面では、少子高齢化や共働き世帯の増加など社会変化に伴うニーズに対応した、「時短・簡便」、「上質」、「健康」といった付加価値の高い商品開発に取り組み、11月には「シェリエドルチェ」を全面リニューアルするなどして一層の品質向上に注力しました。FF（ファーストフード）の品質向上としては、新商品を厳選することで一商品当たりの開発力を強化しました。また、チェーンイメージを作るカテゴリーの創出として、カウンターフーズ「やきとり」、「淹れたてコーヒー」の販売促進強化を図りました。なお、デザートが目玉商品として開発した「濃厚焼きチーズタルト」は販売数が当社スイーツ史上最速となる発売3日間で100万個を突破するヒット商品となりました。更に、生活の中で頼りになる売場提案として、「時短・簡便」ニーズに対応した日配品、カット野菜、冷凍食品などの強化を軸に商品作りを進めました。

その他、新たな取り組みとして、7月よりコンビニエンスストア店舗におけるカーシェアリングサービス「タイムズカープラス」の提供を開始し、お客様の更なる利便性向上に取り組みました。

#### 【商品別チェーン全店売上高】

商 品 別	売 上 高	構 成 比	前 期 比
株式会社サークルKサンクス	百万円	%	%
ファーストフード	172,078	18.4	101.3
生鮮食品	106,095	11.3	100.2
加工食品	245,270	26.2	101.2
食品小計	523,445	55.9	101.0
非食品	318,638	34.0	97.5
サービス	94,385	10.1	113.4
計	936,469	100.0	100.9

- (注) 1. 上記の金額は当社の商品別のチェーン全店売上高であります。  
2. 商品別売上高には売電売上高240百万円は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

設備投資の総額は、277億2千1百万円であります。このうち店舗新設に伴う投資は157億8千7百万円、既存店の機能改善・改修増強などに38億6千8百万円の投資を行いました。また、システム関連に77億5千3百万円の投資を実施いたしました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

特記すべき事項はありません。

## (5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第12期	第13期	第14期	第15期(当期)
		平成24年3月1日 平成25年2月28日	平成25年3月1日 平成26年2月28日	平成26年3月1日 平成27年2月28日	平成27年3月1日 平成28年2月29日
チェーン全店売上高	(百万円)	878,837	895,325	928,201	936,710
営 業 収 益	(百万円)	136,636	134,762	141,030	144,345
経 常 利 益	(百万円)	16,358	9,858	7,932	7,161
当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	(百万円)	7,566	3,259	3,073	△2,178
1株当たり当期純利益 (△ は 損 失)	(円)	302,669,746円 72銭	130,373,625円 16銭	122,920,824円 28銭	△87,121,685円 68銭
総 資 産	(百万円)	247,834	253,436	260,185	264,631
純 資 産	(百万円)	145,775	145,339	145,857	142,014

(注) 1. チェーン全店売上高には、エリアフランチャイザーの売上高は含まれておりません。

2. 第12期より、サンクス青森株式会社を合併しております。

3. 第13期より、株式会社サンクス北関東を合併しております。

4. 第14期より、サンクス東埼玉株式会社、サンクス西埼玉株式会社及び株式会社サンクス・ホクリアを合併しております。

5. 当社は平成24年7月24日に全部取得条項に基づき全ての発行済普通株式を取得し、これと引き換えにA種種類株式を0.0000003株の割合をもって交付しております。また、同年8月16日付で普通株式の消却を行っております。そのため第12期にA種種類株式を発行したと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。

## (7) 対処すべき課題

### ① リバイバルプロジェクト

業務改革・構造改革・風土改革を軸に社内の改革を引き続き進めます。3つの改革委員会を起点に全員参画によるカイゼン課題解決手法を用い組織力向上を目指します。具体的には、業務改革委員会では、組織全体の最適化を全社横断的に実施し、あるべき組織の姿を追求します。また、売上向上委員会では、店舗の人材募集・採用支援、シニア・外国人活用に取り組み、SCM構造改革委員会では中食の質向上に継続して取り組んでまいります。

### ② 店舗運営力の強化

「個店競争力の向上」を目指し、「圧倒的な強み作り」、「品揃え・商品量の強化」、「オペレーションの強化」を通じて客数アップに取り組みます。特に、ポイントカードの提示率の向上、差別化カテゴリーの訴求、発注精度・売場鮮度の向上及び店舗のクレンリネス強化に取り組みます。

### ③ 店舗開発力の強化

「出店予算の必達」に向け、出店エリアの再編やフランチャイズ専任エリアの拡大を進めます。また、「不振店ゼロ」を目指し、第三者評価エリアの拡大や商圈設定の見直しを行います。加えて、評価制度をより成果に直結した内容に変更する他、店舗設備を見直して付加価値の向上を図ります。

### ④ 商品開発力の強化

「お客様のニーズに応える商品・サービスの提供」の実現に向け、「FF・DF（デイリーフーズ）商品の強化」、「便利の追求」、「地域密着」を軸に取り組みます。「FF・DF商品の強化」としては、家庭料理を目指した製法や食材にこだわった品質向上や管理栄養士が監修した商品カテゴリーの拡大により健康への取り組みを進めます。「便利の追求」としては、単身・共働き世帯の増加に対応したカット野菜や冷凍食品の強化による「時短・簡便」への取り組みを継続します。「地域密着」としては、地区商品部の役割を明確化して品質向上に繋がるとともに地域ごとに必要な品揃えを実現します。

### ⑤ 経営統合によるシナジーの発揮

後記「(12) その他会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当社は、株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」といいます。）とユニグループ・ホールディングス株式会社（以下「ユニグループHD」といいます。）の経営統合の実行後は、ファミリーマートと一体となってCVS事業を推し進める予定です。これにより、CVS事業においては、国内最大規模の店舗網となり、業界トップクラスの事業基盤を擁します。両社の経営資源を結集し、スケール・メリットやシナジーを追求してまいります。

## (8) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、CVS「サークルK」、「サンクス」のフランチャイズチェーン主宰事業であります。

## (9) 主要拠点等

### ① 当社

本店	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
本部	東京都中央区晴海二丁目5番24号 晴海センタービル
主要な事務所	札幌（北海道）、青森（青森県）、仙台（宮城県）、所沢（埼玉県）、西千葉（千葉県）、足立・光が丘（東京都）、横浜・本厚木（神奈川県）、新潟（新潟県）、松本（長野県）、焼津・浜松（静岡県）、岡崎・刈谷・昭和・稲沢（愛知県）、四日市（三重県）、北陸（石川県）、京都（京都府）、大阪・豊中（大阪府）、岡山（岡山県）、福岡（福岡県）

### <都道府県別 店舗数>

(平成28年2月29日現在)

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
北海道	188	東京都	627	京都府	111
青森県	189	神奈川県	352	大阪府	398
岩手県	89	新潟県	110	兵庫県	168
秋田県	99	富山県	84	奈良県	52
宮城県	119	石川県	217	和歌山県	32
山形県	50	福井県	67	岡山県	135
福島県	18	長野県	143	広島県	52
茨城県	49	静岡県	343	香川県	15
群馬県	18	愛知県	1,147	徳島県	13
埼玉県	196	岐阜県	304	福岡県	75
栃木県	54	三重県	282	—	—
千葉県	143	滋賀県	52	合計	5,991

## ② 主要な子会社

名 称	本 店	店 舗 数
サンクス西四国株式会社	愛媛県松山市	74店
サークルケイ四国株式会社	愛媛県松山市	177店
株式会社リテイルスタッフ	東京都中央区	—
株式会社ゼロネットワークス	東京都中央区	—
ときめきドットコム株式会社	東京都墨田区	—

## (10) 従業員の状況

(平成28年2月29日現在)

従業員数	前期末比増減
1,797名	19名減

(注) 従業員数には、嘱託129名及びパートタイマー等519名を含めておりません。

## (11) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

親会社のユニーグループ・ホールディングス株式会社は当社のA種種類株式25株を保有しております。(出資比率100%)

### ② 親会社との間の取引に関する事項

(イ) 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同等の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

(ロ) 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。事業運営に関しては、一定の協力関係を保持する必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、一定の独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

(ハ) 社外取締役を置く株式会社において (ロ) の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見  
該当事項はありません。

③ 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
サンクス西四国(株)	140百万円	100.00 %	CVSのフランチャイズ事業及び店舗経営
サークルケイ四国(株)	60百万円	100.00 %	CVSのフランチャイズ事業及び店舗経営
(株)リテイルスタッフ	100百万円	100.00 %	人材派遣業務及びCVSの経営等
(株)ゼロネットワークス	499百万円	100.00 %	A T Mの運用業務の受託事業
ときめきドットコム(株)	350百万円	100.00 %	オリジナル商品の企画・販売、「サークルKサンクスオンライン」の運営

④ 特定完全子会社の状況

特記すべき事項はありません。



## (12) その他会社の現況に関する重要な事項

平成27年10月15日付プレスリリース「株式会社ファミリーマートとユニーグループ・ホールディングス株式会社の経営統合に向けた基本合意書締結に関するお知らせ」にて公表のとおり、両社は経営統合に関する基本合意書を締結し、その後協議を行ってまいりましたが、平成28年2月3日開催の各社の取締役会において、ファミリーマート及びユニーグループHDは吸収合併契約を締結することを、また、ファミリーマート及び当社は吸収分割契約を締結するとともに、商号の変更を行うことを決議いたしました。

### <本経営統合のストラクチャー>

ファミリーマートを吸収合併存続会社、ユニーグループHDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といい、本吸収合併後のファミリーマートを「統合会社」といいます。）を行います。また、本吸収合併の効力発生及び平成28年5月開催予定のファミリーマート株主総会における商号の変更に係る定款の一部変更の承認を条件として、吸収合併存続会社であるファミリーマートは、本吸収合併の効力発生日（平成28年9月1日予定）に、その商号を「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社」に変更する予定です。

その後、本吸収合併の効力発生を条件として、統合会社を吸収分割会社、ユニーグループHDの完全子会社である当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行うことにより、統合会社のCVSのフランチャイズシステムによるCVS事業を当社に承継いたします（以下「本吸収分割」といいます。）。本吸収分割の効力発生及び当社株主総会における商号の変更に係る定款の一部変更の承認を条件として、吸収分割承継会社である当社は、本吸収分割の効力発生日（平成28年9月1日予定）に、その商号を「株式会社ファミリーマート」に変更する予定です。また、CVS事業についてブランドを「ファミリーマート」に一本化いたします。

## 2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	179,999,900株
	A種類株式	100株
(2) 発行済株式の総数	A種類株式	25株
(3) 主要な株主	ユニーグループ・ホールディングス株式会社	
	持株数	A種類株式25株

## 3 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役に関する事項 (平成28年2月29日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹 内 修 一	—
常 務 取 締 役	塚 本 直 吉	営業統括本部長
取 締 役	中 尾 浩 宣	開発本部長
取 締 役	久 賀 谷 亮	経営戦略本部長
取 締 役	伊 藤 徹	商品本部長 株式会社エスディーシー代表取締役
取 締 役	林 広 章	運営本部長
取 締 役	越 田 次 郎	ユニーグループ・ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 さが美株式会社社外取締役 株式会社UCS社外取締役 株式会社パレモ取締役
監 査 役	佐 藤 勝 次	—
監 査 役	齋 藤 泰 壽	—
監 査 役	南 谷 直 毅	ユニーグループ・ホールディングス株式会社 社外監査役 CKD株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役山口利隆氏は、平成27年3月31日付で辞任いたしました。  
2. 監査役金森幹雄氏は、平成27年5月19日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

3. 当期末日後の重要な兼職の異動の状況について  
平成28年3月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	変更後	変更前
塚本直吉	常務取締役 統合推進担当 兼 IT物流本部 管掌 兼 お客様相談・オーナー 相談室 管掌 兼 広報室 管掌	常務取締役 営業統括本部長

## (2) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	8名	61百万円
監査役	4名	32百万円
計	12名	93百万円

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	75百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

### (3) 会計監査人の報酬等の額に監査役が同意した理由

会計監査人の監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認できたため同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制の整備について

### ■決議の内容の概要

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、ユニーグループの理念、並びに当社の「経営理念」、「経営ビジョン」、「行動指針」([私たちの基本原則]、[私の行動基準])を行動規範とし、法令・定款及び社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。また、使用人が遵守すべきルールは、取締役会の承認を得た規程を基に、規則・業務マニュアル等を定め、周知・徹底を図る。
- ② 法令・定款遵守の下、コンプライアンス関連規程を定め、その運営機関として代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス推進のための活動・統制を行う。また、当社の委託のもと、当社の親会社であるユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下、ユニーグループ・ホールディングスという。）の監査室は、コンプライアンス関連規程の遵守状況について定期及び特別監査を実施し、代表取締役社長に報告する。
- ③ 法務部内部統制を所管する執行役員を責任者とする法務部内部統制は、全社のコンプライアンスの取組を横断的に統括するとともに、各部署と連携して、取締役または使用人に対して必要な教育等を実施する。また、各部署は、自部署に適用される法令を遵守する体制を構築すると共に、法令遵守状況を監視する。
- ④ 法務部内部統制は、当社の社内通報制度及びユニーグループの通報制度「グループヘルプライン」(以下、グループ通報制度という。)等により、社内各部門からのコンプライアンスに関する事項の情報収集窓口としての役割も担い、随時、通報状況及び内容を取締役会及び「リスクマネジメント委員会」に報告するとともに、担当部門へのフィードバックを行う。
- ⑤ 取締役及び執行役員は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重大な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、取締役会に報告し不適合の是正を行う。
- ⑥ 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努める。
- ⑦ 当社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、その関係遮断を社内外に宣言し対応を図る。また、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努める。

## **(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。また、保存文書は、取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合、3日以内に閲覧が可能な状態にするものとする。
- ② 「文書管理規程」を改訂する場合には取締役会の承認を得るものとする。

## **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社は、リスクの発生を阻止・低減及びリスク発生時の適確な対応を可能とすることを目的に、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の構築を行う。
- ② 全社的なリスク管理を統括する機関として、代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社の経営理念、経営ビジョン、事業目標等の達成を阻害する全てのリスクの把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための実施、監視及び改善等の活動を展開する。また、リスク発生時には被害を最小限に抑えるため迅速かつ適切な対応を行う。
- ③ 法務部内部統制を所管する執行役員を責任者とする法務部内部統制は、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達体制と緊急体制を整備するとともに、各部署と連携し、各部署のリスク管理の進捗状況を把握し、各部署におけるリスク管理を統括管理する。
- ④ 法務部内部統制は、自ら又は各リスクを所管する取締役又は執行役員をして、随時、取締役会及びリスクマネジメント委員会にリスク管理に関する事項を報告する。

## **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、取締役、執行役員及び監査役で構成する経営会議を毎月2回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
- ② 取締役会は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」並びに「決裁権限規程」を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

## **(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、ユニグループ・ホールディングスにおいて開催される、グループ各社の経営責任者で構成する「グループ経営インタビュー」に参加し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、グループの重要課題の検討を行う。また、グループ各社の業務・管理担当役員等で構成する「グループ経営管理委員会」と実務を担う内部統制分科会に参加し、グループ内部統制の検討と整備状況の確認を行う。

- ② 当社は、ユニーグループの理念及び当社の「経営理念」、「経営ビジョン」を基に定めた「行動指針」([私たちの基本原則]、[私の行動基準])について、当社及び子会社の取締役及び使用人への周知に努める。
- ③ 当社及び子会社は、グループ通報制度に参加し、コンプライアンス問題の早期発見と不正等の未然防止を図る。
- ④ 当社の監査役は、ユニーグループ・ホールディングスの監査役を中心に、グループ各社の監査役で構成される「グループ監査役連絡会」に参加し、グループの監査役の連携強化、内部統制システムの整備状況と運用状況について情報の共有を行う。
- ⑤ 当社は、子会社に非常勤の取締役又は監査役を派遣し（エリア子会社については運営本部より、関係会社については経営戦略本部より派遣するものとする）、牽制機能を持たせるとともに、内部統制を含めた管理・監督を行う。なお、運営本部、経営戦略本部は、所管する子会社毎の業績管理や業務状況の確認、必要に応じた改善指導を行い、それらのうち、必要事項に関しては「エリアフランチャイザー管理規程」及び「関係会社管理規程」に基づき取締役会及びリスクマネジメント委員会へ報告する。
- ⑥ 当社は、当社及び子会社のリスク発生の防止・低減、及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を構築する。また、子会社に対し、当社の「リスク管理規程」等を周知徹底するとともに、当社の規程に準じた子会社の社内規程整備を求める。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役の専属の補助使用人を設置しない。ただし、監査役は、使用人もしくはユニーグループ・ホールディングスの監査室に対し、自らの職務遂行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し担当取締役の指揮命令を受けないものとする。

#### **(7) 子会社を含む取締役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制**

当社及び子会社の取締役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対し、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、当社の社内通報制度及びグループ通報制度による使用人・取引先からの通報状況及びその内容を、速やかに報告する。

**(8) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の社内通報制度及びグループ通報制度へ公益通報をした者並びに監査役に前項の報告をした者に対し、当該通報又は報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止する。
- ② 当社及び子会社は、公益通報した者に対する不利な取扱いの禁止を社内通報規程等にて定め、取締役及び使用人に対し周知する。

**(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ① 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役の職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請又は事後速やかな報告により、その費用を前払い又は事後の支払いにより負担する。
- ② 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について、説明報告を求めることができる。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、相互の意思疎通を図るものとする。

**■体制の運用状況の概要**

当期における前記、業務の適正を確保するための体制の運用状況につきましては、各項目の方針に対する整備・運用状況の調査を実施し、前記各項目で定めた方針に基づき適切に運用されていることをリスクマネジメント委員会に報告の上、取締役会にて報告し、全取締役及び監査役が確認をしております。

また、当社及び子会社にとって、より適切な内部統制システムを構築すべく、整備・運用について、継続的な実行及び改善に努めております。

---

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表 (平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流動資産</b>	<b>110,073</b>	<b>流動負債</b>	<b>85,369</b>
現金及び預金	19,715	買掛金	36,003
加盟店貸勘定	8,102	加盟店借勘定	1,860
商品	970	リース債務	6,056
貯蔵品	50	未払金	7,322
前払費用	5,134	未払費用	715
繰延税金資産	502	未払法人税等	968
未収収益	80	未払消費税等	513
短期貸付金	12	預り金	30,206
関係会社短期貸付金	61,900	前受収益	334
未収入金	9,852	賞与引当金	453
1年内回収予定の差入保証金	6,009	役員賞与引当金	36
その他	115	店舗システム更新損引当金	79
貸倒引当金	△ 2,374	資産除去債務	236
<b>固定資産</b>	<b>154,558</b>	1年内返還予定の預り保証金	582
<b>有形固定資産</b>	<b>101,780</b>	その他	0
建物	40,705	<b>固定負債</b>	<b>37,248</b>
構築物	9,251	リース債務	18,234
機械及び装置	8	資産除去債務	8,690
車両運搬具	0	長期預り保証金	9,167
工具、器具及び備品	3,126	長期前受収益	535
土地	8,187	リース資産減損勘定	62
リース資産	40,375	その他	558
建設仮勘定	125	<b>負債合計</b>	<b>122,617</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>10,020</b>	(純 資 産 の 部)	
借地権	4,166	<b>株主資本</b>	<b>141,931</b>
商標権	0	資本金	8,380
ソフトウェア	3,613	資本剰余金	36,090
ソフトウェア仮勘定	1,362	資本準備金	36,090
借家権	629	<b>利益剰余金</b>	<b>97,460</b>
電話加入権	218	利益準備金	687
その他	29	その他利益剰余金	96,772
<b>投資その他の資産</b>	<b>42,757</b>	別途積立金	97,021
投資有価証券	380	繰越利益剰余金	△ 248
関係会社株式	1,208	<b>評価・換算差額等</b>	<b>82</b>
出資金	2	その他有価証券評価差額金	82
長期貸付金	92		
破産更生等債権	80		
長期前払費用	2,198		
前払年金費用	1,524		
繰延税金資産	5,603		
差入保証金	31,288		
店舗賃借仮勘定	335		
その他	273		
貸倒引当金	△ 230		
<b>資産合計</b>	<b>264,631</b>	<b>純資産合計</b>	<b>142,014</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>264,631</b>

# 損益計算書 (平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>営業収益</b>		
加盟店からの収入	102,399	
(加盟店からの収入の対象となる加盟店売上高 (エリアフランチャイザーを除く))		
905,719百万円		
(  自営店売上高との合計 (エリアフランチャイザーを除く))		
936,710百万円		
その他の営業収入	10,955	113,354
売上高	( 30,990)	30,990
<b>営業収益合計</b>		<b>144,345</b>
<b>売上原価</b>	( 23,723)	<b>23,723</b>
<b>売上総利益</b>	( 7,267)	
<b>営業総利益</b>		<b>120,621</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>112,296</b>
<b>営業利益</b>		<b>8,325</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	603	
有価証券利息	6	
受取配当金	162	
受取補償金	386	
その他	135	1,294
<b>営業外費用</b>		
支払利息	422	
解約損害金	730	
貸倒引当金繰入額	1,227	
その他	77	2,458
<b>経常利益</b>		<b>7,161</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	48	
投資有価証券売却益	110	
関係会社株式売却益	238	
その他	29	426
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	122	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	4	
関係会社株式評価損	590	
リース解約損	3	
減損損失	7,214	
その他	566	8,503
<b>税引前当期純損失</b>		<b>915</b>
法人税、住民税及び事業税	1,582	
法人税等調整額	△ 319	1,262
<b>当期純損失</b>		<b>2,178</b>

## 株主資本等変動計算書 (平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					別途積立金		繰越利益剰余金
当期首残高	8,380	36,090	36,090	687	97,021	3,524	101,233
会計方針の変更による累積的影響額						△ 753	△ 753
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,380	36,090	36,090	687	97,021	2,770	100,479
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△ 841	△ 841
当期純損失 (△)						△ 2,178	△ 2,178
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 3,019	△ 3,019
当期末残高	8,380	36,090	36,090	687	97,021	△ 248	97,460

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	145,704	152	152	145,857
会計方針の変更による累積的影響額	△ 753			△ 753
会計方針の変更を反映した当期首残高	144,950	152	152	145,103
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△ 841			△ 841
当期純損失 (△)	△ 2,178			△ 2,178
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)		△ 69	△ 69	△ 69
当期変動額合計	△ 3,019	△ 69	△ 69	△ 3,088
当期末残高	141,931	82	82	142,014

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月5日

株式会社サークルKサンクス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 川	勝 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木	賢 次 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	膳 亀	聡 ㊦

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サークルKサンクスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査役監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報交換を図るほか、監査の方針等に従い、職務の分担等を定め、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月6日

株式会社サークルKサンクス

監査役	佐藤勝次	㊟
監査役	齋藤泰壽	㊟
監査役	南谷直毅	㊟

以上

